

被保険者の皆様へ

【被扶養者確認調書の提出について】

この度、健康保険組合では「被扶養者確認調書」による検認を行います。

検認とは、保険給付適正化の観点から無資格者の不正受診防止、被扶養者認定の適否再確認等の目的として実施するものです。次の要領により、大変お手数をおかけ致しますがご協力をお願いいたします。

1. 平成25年 7月 1日以降被扶養者認定された方は対象外となっております。
2. 「被扶養者確認調書」の記載内容、注意事項等を確認(カナ氏名等、住所にご注意)のうえ捺印し、16歳(高校生)以上の被扶養者がいる方は、その一人ひとりについての添付書類と共に平成26年 3月31日までに当健康保険組合へご提出いただくことになっております。【16歳(高校生)以上の被扶養者がいない方については、「調書」のみの提出となります。】会社経由又は当組合へ直接提出して頂くことも可能です。又削除する被扶養者がいる場合には、その対象者を＝線で抹消し備考欄に理由及び削除日を記入の上、対象者の被保険者証も添付して下さい。提出期限までに「調書」と添付書類等の提出がない場合は、被扶養者資格の削除を行いますのでご了承下さい。

3. 添付書類の内容について

(1) 学生(予備校生・専門学校等含む)の場合

☞ 在学証明書又は学生証の写し(現在有効なもの)
※給与収入がある方は(2)も追加書類となります。

(2) パート、アルバイト等の収入がある方

☞ 直近の給与明細3ヵ月分の写し(源泉徴収票の写しは不可)

(3) 自営業、不動産、株式配当等の収入がある方

☞ 確定申告書及び収支内訳書の写し(過去3年間分) ※その他、給与収入がある方は(2)も追加書類となります。

(4) 収入のない方(※16歳以上の学生ではない、年金受給者ではない無収入の方)



市区町村の平成25年度(平成24年度中の収入証明)の非課税証明書

(5) 年金受給者(遺族・障害年金含む)の方

☞ 直近の「年金額改定通知書」の写し又は「年金振込通知書」の写し(源泉徴収票の写しは不可)
※給与収入がある方は(2)、給与以外の収入がある方は(3)も追加書類となります。

(6) 養父母、弟妹、孫、養子女等にあたる方

☞ 上記(1)～(5)のいずれかの書類のほかに戸籍謄本を添付して下さい。

(7) 義父母、兄、姉、甥、姪、伯叔父母等にあたる方

☞ 上記(1)～(5)のいずれかの書類のほか被保険者と同一世帯に属していることを証明できる続柄明記の住民票を添付して下さい。

(8)は裏面へ

(8)被保険者と別居されている方

上記(1)～(5)のいずれかの書類のほか住民票、施設寮証明、賃貸契約書の写し(いずれか一つ)と直近3ヵ月分の送金証明の写し(送金額の分かる現金書留の写しまたは銀行等の通帳の写し。★原則、現金の手渡しは認めていません。)

※住民票は別居されている方を含む世帯全員の続柄が記載されたものを添付願います。

◇ご提出いただいた添付書類だけで確認できない場合には、別途追加書類をお願いすることもあります。

◎ 添付書類のうち公的な証明書類については、お住まいの市区町村の役所で交付を受けられますが、その際に必要書類、手数料等のご負担をいただくことについて大変申し訳ございませんがご了承頂きたく宜しくお願いいたします。(詳細については直接役所にお問い合わせ下さい。)

その他ご不明な点がございましたら、恐れ入りますが当健康保険組合までお問い合わせ下さい。

※ なお、ご提出頂いた「被扶養者確認調書」等の書類は被扶養者認定の適否再確認等の目的以外には使用しないことを申し添えます。

(お問い合わせ先)神奈川県建設業健康保険組合
〒231-0011
横浜市中区太田町2-22
(TEL)045-201-9446